

## 建設工事等に係る低入札調査基準価格の改正

令和5年1月1日以後に入札の公告又は指名の通知を行う工事に係る入札から、低入札調査基準価格の算入率を次のとおり改正する。

<見直しの内容>

○調査基準価格の改正

| 改正前   |            | 改正後   |            |
|---|------------|---|------------|
| 直接工事費   | 97%        | 直接工事費   | 97%        |
| 共通仮設費   | 90%        | 共通仮設費   | 90%        |
| 現場管理費   | 90%        | 現場管理費   | 90%        |
| 一般管理費   | <u>55%</u> | 一般管理費   | <u>68%</u> |
| 合計額＝調査基準価格  |            | 合計額＝調査基準価格  |            |
| ※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。 |            | ※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。 |            |

※失格基準価格については変更ありません。

### 【施行期日】

令和5年1月1日以後に入札の公告又は指名の通知を行う入札から適用する。